

曾野木中学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

- ① いじめは、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る深刻な人権侵害であることを教職員、生徒、保護者、地域住民がともに認識する。
- ② 学校は、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止に向けた校内体制と指導計画を整え、確実に実践する。
- ③ 教職員は、生徒の自律性と社会性の育成に努め、生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるように支援するとともに、保護者、地域や関係機関等と連携して、いじめ問題で悩む生徒のいない学校の実現を目指す。

2 いじめ問題に対応する組織

[1] 校内いじめ対応ミーティング

学校のいじめの状況についての報告を受け、メンバー内での情報共有、共通理解を図り、事実関係の把握のための調査を行い、対処のための方針や方法、指導を協議し、対処する。

- ・職員……校長、教頭、生徒指導主事、いじめを受けた関係生徒の学級担任・学年主任、事案に関係する教職員等

[2] 校内いじめ対策委員会（月1回・校長が招集する：ただし7月・11月・2月を除く）

学校のいじめの防止等に関する取組について協議することを通して、子どもをいじめから守る取組の充実を図る。また、いじめが生じた場合など、必要に応じて臨時の会議を開催し、問題解決の方針や対応を協議し、対処する。

- ・心理の専門家 …… スクールカウンセラー
- ・職員 …… 校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、(学級担任)

[3] いじめ問題対策会議

(1) 定例会いじめ問題対策会議（年2回・校長が招集する：7月・2月）

- ・関係機関 …… 江南区教育支援センター指導主事 曾野木地区主任児童委員（2名）
- ・心理の専門家 …… スクールカウンセラー
- ・職員 …… 校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭

※その他、校長が緊急性ありと判断した場合は全職員を招集する。

※江南警察署生活安全課へは、その都度依頼する。

(2) 臨時いじめ問題対策会議（臨時開催・校長が招集する）

- ・構成は、（1）定例会いじめ問題対策会議のメンバーと同じ

※ その他、校長が緊急性ありと判断した場合は全職員を招集する。

[4] 曾野木中学校区いじめ防止連絡協議会

曾野木中学校区の学校、保護者、地域の代表者が連携して、中学校区全体のいじめ防止への取組について協議することを通して、地域全体で子どもをいじめから守る取組の充実を図る。

(1) いじめ防止連絡協議会

- ・曾野木地区地域づくり協議会 … 会長
- ・各自治会代表 …… 自治連合会長、団地自治連合協議会長、ニュータウン自治会長
- ・曾野木地区青少年育成協議会 … 会長
- ・曾野木地区民生児童委員会 …… 会長、副会長、主任児童委員
- ・PTA …… 小・中学校PTA会長、育成部長
- ・教職員 …… 小・中学校長、教頭、中学校教務主任、生徒指導主事、生活指導主任

(2) 協議会の実施

年2回開催される曾野木地区青少年育成協議会総会（5月、11月）に合わせて協議会を開催し、中学校区全体のいじめ防止への取組について協議する。

（*構成メンバーは、育成協議会総会に出席するメンバーと重複するため）

3 いじめの未然防止のための取組

- (1) 生徒に豊かな人間性と自分の生き方を切り開く強い意志の大切さに気付かせる。
：主として、「道徳」、総合的な学習の時間（キャリア教育）
- (2) 生徒にコミュニケーション能力や望ましい人間関係づくりの力を身に付けさせる。
：主として、特別活動（学級活動）
- (3) 生徒に差別の実態に気付かせ、差別をしない生き方を考えさせる。
：主として、「道徳」（人権教育、同和教育）
- (4) 生徒の自浄作用を高める。
：主として、特別活動（生徒会活動、学級活動）
- (5) 保護者や地域住民等に向けて曾野木中学校のいじめ問題に対する姿勢と指導方針を周知する。
：主として、学校だより、PTAの各種研修会、曾野木地区青少年育成協議会等を利用して

4 いじめの防止・解消等に関わる計画及び評価

- (1) いじめを早期に把握するための取組
 - ① 委員会、会議等の開催
 - ・ 校内いじめ対応ミーティング（学校のいじめの状況についての報告を受けた時、随時）
 - ・ 校内いじめ対策委員会（月1回：ただし7月・11月・2月を除く）
 - ・ いじめ問題対策会議（年3回：7月・2月）
 - ② 仲間とのかかわりアンケートの実施（年4回：5月・7月・9月・11月・1月）
 - ③ 定例教育相談の実施（年2回：5月上旬・12月上旬、事前に教育相談アンケートを行う）
 - ④ スクールカウンセラーとの連携（教育相談などを通じて、悩みを抱える生徒をSCにつなげる）
- (2) 「いじめ見逃しゼロ」の取組
 - ① 生徒会が主体的に行う「いじめ見逃しゼロ」運動（11月～12月）
 - ② 小学校と連携して行う「いじめ見逃しゼロ」運動（6月～7月）
 - ③ 「いじめ見逃しゼロ」全校集会（12月）
- (3) 保護者や地域住民に向けて、曾野木中学校のいじめ問題に対する姿勢と指導方針の周知
 - ① 学校だより、生徒指導だより、学年だより等
 - ② 曾野木中学校PTAの各種研修会
 - ③ 曾野木地区青少年育成協議会との連携
- (4) 評価
 - ① PDCAサイクルの考え方に従い、上記（1）②のアンケート結果を踏まえ、その期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
 - ② 期待する指標等の改善が見られなかった場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

5 いじめを把握した際の具体的な対応

[1] 基本姿勢

- (1) 特定の教職員で抱え込むことなく、必ず組織的で迅速・適切に対応する。
- (2) 問題を把握したら直ちに、解決に向けた手順と方針を決め、全職員で共通理解する。
- (3) 関係した生徒とその保護者に、順次、経過や今後の方針を隠さずに説明する。
- (4) 市教育委員会へ速報するとともに、必要に応じて警察や児童相談所に相談や通報を行い、指導を受けて対応する。

[2] 初期対応

- (1) 状況の正確な把握
 - ① いじめを受けた生徒及びその保護者等から。
 - ② いじめを行った生徒や関係者等から。
 - ③ 他の生徒や教職員から。
- (2) 現場の保存、関係物品等の収集・保存
 - ① 現場を複数の教職員で確認し、写真やメモ等で記録する。
 - ② 被害を受けた物品等は、関係者の許可を得て学校で保存する。
 - ③ 調査等によって判明した事実や、学校が行った対応等を時系列で記録する。

[3] いじめを受けた生徒及びその保護者への対応

- (1) 生徒への対応
 - ① 事実関係を明らかにするため、**ていねいな**聴き取りを行う。その際、心情の傾聴に努める。
 - ② **いじめを受けた**生徒が安心して生活できる場や時間等、学習及び生活環境を確保する。
 - ③ **いじめを受けた**生徒の不安を取り除き、心の安定を確保するために、スクールカウンセラーによる心のケアを行う。
 - ④ 医療機関への受診が必要と判断される場合には、保護者の了解を得て、医療機関の受診を勧める。
 - ⑤ いじめの解決に向けて、当該生徒の意向を**ていねいに**聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- (2) 保護者への対応
 - ① 学校生活に関わっていじめが発生したことについてお詫びをし、誠実に対処することを伝える。
 - ② 生徒の心身の状況について保護者との共通理解に努め、当該生徒が関わるいじめについて判明したことをその都度説明する。
 - ③ いじめの解決に向けて、保護者の意向を**ていねいに**聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
 - ④ 保護者自身が不安を抱えている場合、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリングを勧める。

[4] いじめを行った生徒及びその保護者への対応

- (1) 生徒への対応
 - ① いじめを受けた生徒の立場に身を置き、その心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させる。
 - ② 本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるように指導する。
 - ③ 自ら相手に謝罪しようとする意思を高め、謝罪を契機にして、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。
- (2) 保護者への対応
 - ① 行為の重大さを当該生徒と共に認識してもらうとともに、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。
 - ② 子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導助言をする。

[5] 周りの生徒への対応

- (1) 目撃した生徒への対応
 - ① **いじめを受けた**生徒や情報提供者等を守ることを最優先にして、発生した事実を可能な限り正確に把握する。
 - ② その際、他者の影響で事実認識が変化することを防ぐため、関係者が個々に記憶を固定するよう配慮する。
- (2) 学級・学年全体への指導
 - ① 観衆や傍観者には、はやしたてたり傍観したりすることは、いじめる行為と同様に許されないことを理解させる。
 - ② いじめを大人に伝えることは、正しい行為であることを理解させる。

6 重大事態の対応

いじめや暴力等により、重大事案に至った場合

- 生徒が自殺を企図した場合
 - 生徒が身体に重大な傷害を負った場合
 - 生徒やその家族等が所持する金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 及び
生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
- 〔 * 相当の期間については不登校の定義を踏まえて30日とするが個々の状況を十分把握した上で判断する。 〕

重大事案のおそれがある事案の例

- 生徒がいじめによって学校に登校できない状況が発生し、いじめによる不登校重大事案のおそれがあると学校が判断した場合
- 一つ一つの事案はその都度解消が図られているように見えても、特定の生徒へのいじめが繰り返される場合
- その他、厳密には重大事態に該当しないと判断されるものの、社会的な影響が大きく、生徒・保護者の状況が深刻な場合

[1] 初期対応

5 [2] を参照

[2] 関係者による情報共有・連携

- (1) 市教育委員会・警察等への報告
 - ① 校長が市教育委員会学校支援課へ速報する。
 - ② 次の場合には、江南警察署生活安全課に通報・相談する。
 - ・ 当該事態が犯罪行為として扱われるべきと認められるとき。
 - ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるとき。
 - ③ 校長が文書で市教育委員会学校支援課へ報告し、対応に関する指導を受ける。
 - ④ 学校は、当該事案に関わりのある外部の関係機関等と適宜情報共有を行う。
- (2) 教職員及びいじめ対策委員等による問題解決の方針等の協議
 - ① 校内生徒指導部会、運営委員会における協議
 - ② 曾野木中学校いじめ対策委員会（臨時会）の開催
- (3) いじめを受けた生徒及びその保護者への情報提供
校長は被害を受けた生徒及びその保護者に対して、学校の調査により明らかになった事実関係を説明する。その際、他の生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報保護に配慮する。
- (4) PTA役員等への説明
 - ① PTA三役及び当該の学年委員等に概要を説明し、対応策への理解を得る。
 - ② 必要により、当該学級・学年又は全校の保護者対象の説明会を開催する。

[3] 関係生徒及び保護者等への対応

- (1) いじめを受けた生徒及びその保護者への対応
 - ① 当該生徒及び保護者の心情を察しながら、校長を中心に組織的に対応する。
 - ② 当該生徒の心の安定や身体的安全確保に資する策を説明する。
 - ③ 当該生徒及び保護者の意向を聞き取り、解決方法を共に検討する。
- (2) いじめを行った生徒及びその保護者への対応
 - ① いじめを行った生徒には、いじめは重大な人権侵害であることを理解させ、相手の心の痛みを推測させて心からの反省を促し、自ら再発防止を誓わせる。
 - ② いじめを行った生徒に、いじめ被害生徒が謝罪を受け入れるには時間が必要であり、いじめ加害生徒が反省の態度を継続することが大切であることを繰り返し指導する。
 - ③ いじめを行った生徒の保護者に、事態の重大さを説明し、いじめ被害生徒及びその保護者に誠意をもって対応するよう助言を行い、いじめを行った生徒の立ち直りに向けた指導の継続を依頼する。